

令和5年度 第1回新見市地域包括支援センター運営協議会 会議報告書

- | | |
|---------|--|
| 1. 開催日時 | 令和5年7月7日（金）13時30分から15時00分 |
| 2. 開催場所 | 新見市役所 南庁舎3階大会議室 |
| 3. 出席状況 | 出席者 木下委員、清水委員、船越委員、小林委員、藤井委員、
藤村委員、安達委員、矢田貝委員、大手委員、
欠席者 太田委員
事務局 新見市地域包括支援センター 大隅所長、青木主幹、安達主査、
川上主任、東社会福祉士、梶並主事、美藤社会福祉士
介護保険課保険管理係 山田係長 |
| 4. 協議事項 | (1) 会長・副会長の選任
(2) 令和4年度新見市地域包括支援センターの運営実績
(3) 令和5年度新見市地域包括支援センター運営方針（案）
並びに事業計画（案）
(4) 認知症初期集中支援推進事業
(5) 地域密着型サービスについて
(6) その他 |
| 5. 議 事 | 以下の概要のとおり |

【議事概要】

○協議事項

(1) 会長・副会長の選任

異議なしで、会長に太田委員、副会長に木下委員を選任する。

○会の成立について

出席委員は9名。要綱の規定により過半数に達している旨を報告した。

○会長あいさつ

太田委員欠席のため大隅所長がメッセージを代読。

○協議事項

会長が欠席のため副会長が進行を務める。

副会長： 協議事項（2）令和4年度新見市地域包括支援センターの運営実績について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料1～14ページにより説明）

副会長： 質問や意見はないか。

委員： 1の（2）認定者数の状況について、岡山県27自治体の中で1位となっているが、これについて所感や、高い理由等はあるか。

事務局： 認定を受けている人が多い理由として、高血圧症、心臓病、気骨格系の疾患があげられる。これらの疾患から認定率が高くなっており、非該当の人もいるが認定を受け

やすくなっている状況である。認定調査の内容から、不安な面があることや、サービスを使わないけど認定を受けておきたいなどの理由からも認定を受ける人が多くなっている。

委員： 2の(2) 令和4年度末の認定者数2,759人のうち、実際にサービスを利用している人はどれぐらいいるか。

事務局： サービスを利用している人の人数は数値で伝えることはできないが、サービスを利用していない人は、要支援1、2のあたりで割合は多くなっている。介護度が高くなるにつれて利用率が高くなっている。

委員： 1の(1) 新見市高齢者の状況で、毎年人口が減っている中、世帯数はほぼ変わらない。実際に独居の人が増えている状況で新見市全体の取り組みはあるのか。

事務局： まだ具体的には方針はないが、地域での見守りなどを強化して、取りこぼしのないように気をつけている。

委員： 2の(3) 高齢者虐待対応状況で令和4年度に16件の新規件数があったと書いている。下の文章の「経年的に支援している者を含め、高齢者虐待の対応は40件」と書いてあるが、24件は支援をしながらもまだ虐待にあっているということか。

事務局： 経年的に対応件数40件の中に16件新規が含まれている。40件については、担当が少なくとも半年に1回訪問等をして確認しているが、なかなか虐待が起こらないところまでに至っていない。終結する場合は本人が施設入所をしたり、亡くなられたりした時が多くなかなか終結に至らず、ケースが増えている状況。今後経年的な支援が必要な人が増えていくと思われる。

委員： 家族に虐待の認識があるのか。

事務局： 警察が高齢者虐待と養護者に伝えてから通報されるので、そこで虐待という理解をされる人もいる。虐待が起きる前の家族関係や本人の生活の背景があるため、本人に虐待だということを説明してもなかなか理解されない。

委員： 2の(3) 成年後見制度の市長申立についてももう少し詳しく教えてほしい。

事務局： 原則として、成年後見人をつける申立を家庭裁判所にする。その際申立できる人が本人、配偶者4親等以内の親族になる。身寄りのない人が増えていたり、親族がいても音信不通である人に対しては申し立てをする際は、市長が変わって申立をしている。

委員： 2の(2) 総合相談事業と(3) 高齢者虐待対応状況についてで、総合相談事業の虐待件数が多いが、高齢者虐待の対応状況のところと実際結びつかないかもしれないが、成年後見の対応など実際の対応がどういう状況か。327件ある中で、それらが直接16件の虐待対応のところ結び付くのか。

事務局： 327件のうち、高齢者虐待が疑われているケース、虐待のリスクの相談、ケアマネからの相談や包括が訪問して対応した件数が含まれている。成年後見制度でも市長

申立した件数が9件。これの件数は裁判所との兼ね合いにより手続きの途中で令和5年度に入っているケースもある。

委員： 実際は疑いでとどまっているケースが多いということか。

事務局： 疑いがあったケースばかりでなく、事業所から虐待になる恐れのある人の状況を教えてもらっておいて、包括がリスクのある人を把握している。そこから実際に虐待になった方が、数件上がってきている。

委員： 総合相談内容のところは延べ件数と書いてあるが、高齢者虐待対応状況のところは、人と件数と書いてあるが、実人数は何人になるのか。警察からの連絡で同じ人の通報が何件もあるのではないのか

事務局： 虐待の16件については、それぞれ別の人の対応。16名の方の新規を受領した。延べ件数の327件についても同様で、同じ人から何回も通報があったわけではなく、1件1件の通報からこちらが対応した件数。

副会長： 他に質問や意見はあるか。ないようなら、協議事項（3）令和5年度新見市地域包括支援センター実施方針（案）並びに事業計画（案）について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料15～18ページにより説明）

副会長： 質問や意見はないか。

委員： 小地域4地区開催できない理由は何か。

事務局： 地域住民が主体の会議なので、地域に必要性を感じてもらえるよう働きかけはしている。無理にすることはできない。

委員： 認知症本人座談会を実施されていると思うが、座談会のあと相談会も含めて今は1～2回開催していると思うがどのような状況か。

事務局： 午前中に相談を受けて。午後から座談会をしているような流れ。第1回を5月に実施。民報を見て予約し、相談された方が一組。相談に来られて、症状を聴く限り認知症の可能性が高いので専門医の受診を進めた。

午後からの座談会では、当事者は少なかったが、家族が5名参加。今年から広く周知をしている。昨年度は包括が声をかけた方で2か月に一回実施していた。段々と参加者が固定されてきているが、新しい方が増えればいいなと思い、ケアマネや包括に広く周知していきたいと思っている。

副会長： 質問や意見はないか。ないようなら、これで協議事項（3）を終了する。

つづいて、協議事項（4）認知症初期集中支援推進事業について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料19～22ページにより説明）

会長： 他に質問や意見はあるか。ないようなら、これで協議事項（4）を終了する。

つづいて、協議事項（5）地域密着型サービスについて、事務局より説明を求める。

事務局：（資料23～25ページにより説明）

会長： 質問や意見はないか。ないようなら、これで協議事項（5）を終了する。

○その他

なし

○閉会あいさつ

木下副会長よりあいさつがなされる。